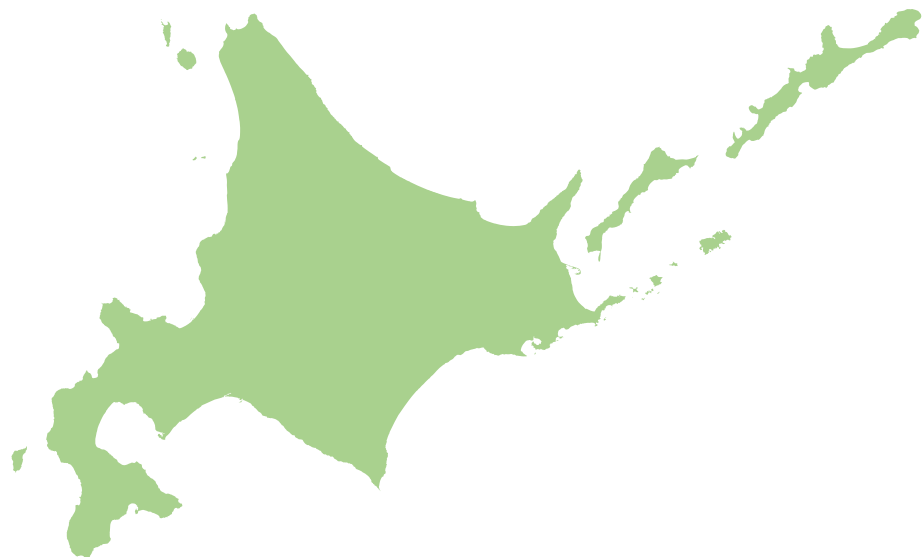




その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.

北海道医療計画の見直しについて (中間見直し)



令和2年5月29日
地域医療課地域医療係

北海道医療計画の概要について

北海道医療計画の位置づけ及び性格

- 医療法第30条の4に基づき、北海道の医療提供体制の確保を図るための計画として策定。
- 国の「医療計画作成指針」等を踏まえながら、北海道総合計画の政策展開の基本方向に沿うとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画等の関連計画との整合性を確保しながら策定。

基本理念

「道民の医療に対する安心と信頼を確保するため、医療計画を通じて、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的かつ継続的に提供する体制を確立します。」

【基本的方向】（基本理念を実現するための5つの基本的方向）

- 1 医療機能の分化・連携を通じた効率的で質の高い医療提供体制の構築
- 2 医療と介護が連携した地域包括ケアシステムの構築
- 3 医師や看護師など医療従事者の確保と資質の向上
- 4 良質な医療を提供するための医療安全の確保等
- 5 住民・患者の視点に立った医療情報の提供等

計画期間

- 計画期間は平成30年度から令和5年度までの6年間とし、在宅医療(*)その他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合は計画変更する。

※ 在宅医療の需要の推計については、療養病床の転換に関する状況や在宅医療（訪問診療）の体制整備の状況などを踏まえ、本計画の中間見直しにおいて、再度推計することとしている。

国指針等の改正について

経緯

- 国では医療計画の中間見直しに向け、「医療計画の見直しに関する検討会」において、「5疾病5事業及び在宅医療」における都道府県の取組状況を踏まえ、それぞれの課題を把握し、指標の見直しなど、中間見直しに反映することが適当な事項をとりまとめ。
- 検討会の意見を踏まえて、令和2年4月13日付けで「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」を改正。

国指針改正のポイント

- 見直し範囲は、「5疾病5事業及び在宅医療」。
- 指標例の見直し（追加・変更）が中心。
- 国は引き続き、第8次医療計画に向けて見直しが必要な事項の検討を進める考え。

計画の記載事項

- 5疾病5事業の医療提供体制
- 在宅医療の確保
- 医療圏の設定（二次、三次）
- 基準病床数
- 医療従事者（医師を除く）の確保
- 病床機能の情報提供の推進
- 医療の安全確保



中間見直しの範囲

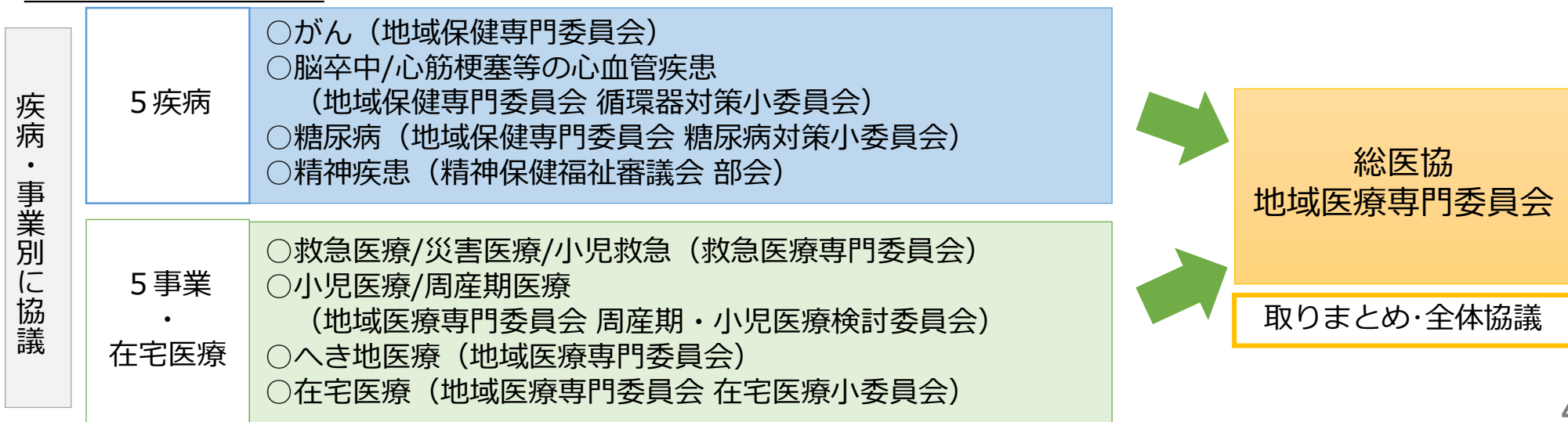
(別冊)

- 地域医療構想 ※H28.12策定、R7(2025年)の医療需要を推計
- 外来医療計画 ※計画期間 R2～R5
- 医師確保計画 ※計画期間 R2～R5

道における見直しの考え方について

- 計画策定後の「5疾病・5事業及び在宅医療」における取組状況等を踏まえ、次の事項について、見直しを進める。
 - ・ 国が改正した指針等を踏まえた指標及び記載事項の見直し
 - ・ 在宅医療の需要の再推計
- 医療計画の策定・見直しについては、北海道総合保健医療協議会で協議することとしており、平成29年度の策定時同様、各疾病・事業ごとの協議は所管の専門委員会・小委員会等で行い、計画全体については、地域医療専門委員会で協議をすることとする。
とりまとめた計画（案）については、医療審議会へ諮問する。（医療法第30条の4第17項）
- 在宅医療の需要の再推計にあたっては、平成26年度に策定した「北海道における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針」に基づき、今年度第8期計画を策定する介護保険事業支援計画との整合性が図られるよう連携を密にして作業を進める。

策定体制・協議の場



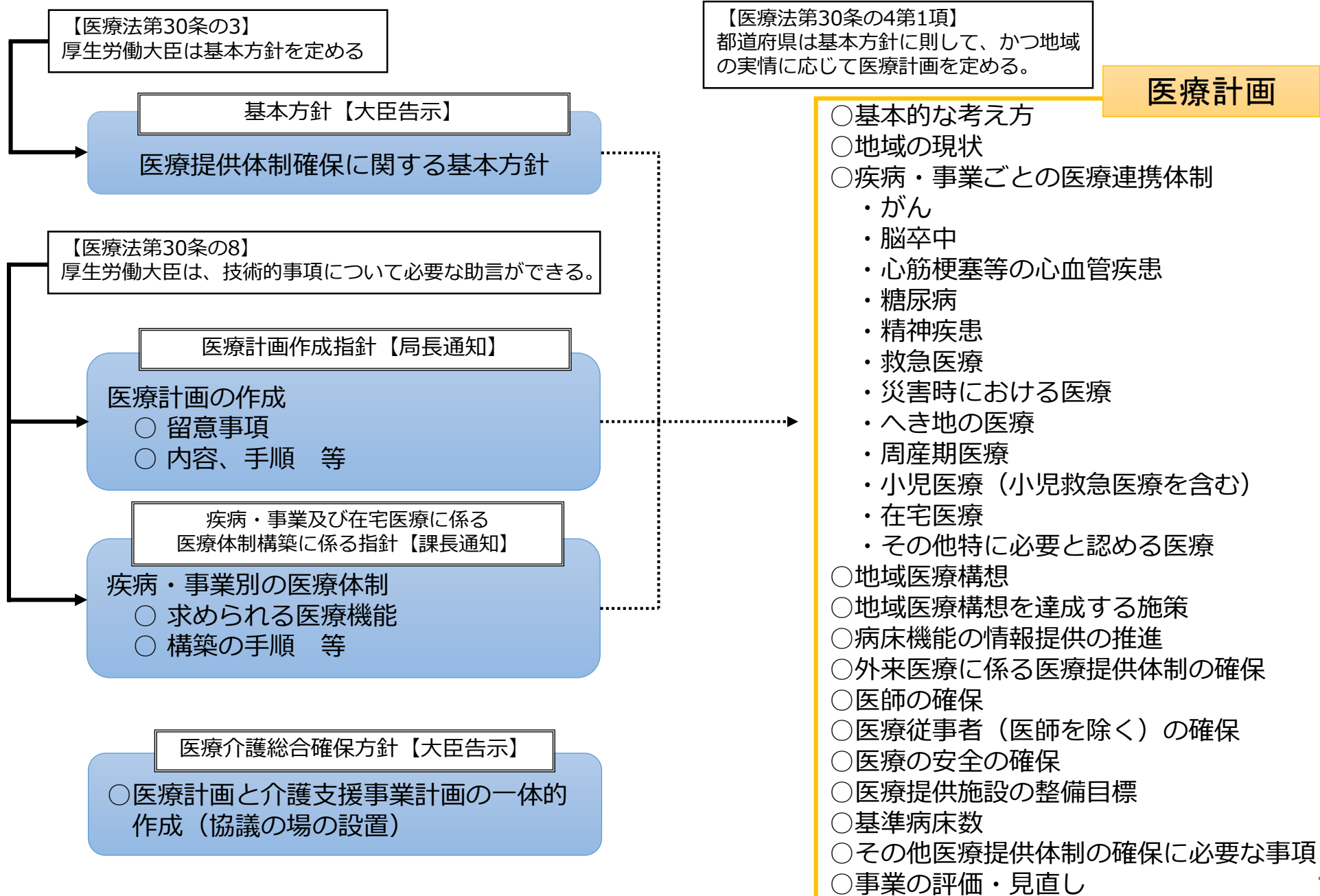
見直しスケジュールについて

時期	総医協（総会・地域医療専門委員会）	道本庁	振興局
令和2年4月		基本的考え方の作成	
5月下旬	<u>第1回 総会・地域医療専門委員会</u> ・見直しの基本的な考え方、スケジュール		
7月中旬	<u>第2回 地域医療専門委員会</u> ・骨子協議		
9月7日		第3回定例会 前日委員会（骨子報告）	協議の場 （基本的考え方）
9月中旬	<u>第3回 地域医療専門委員会</u> ・計画素案（たたき台）		
10月中旬	<u>第4回 地域医療専門委員会</u> ・計画素案		
11月中旬		医療審議会（素案報告）	
11月24日		第4回定例会 前日委員会（素案報告）	
12月末～ 令和3年1月		パブリックコメント 保険者協議会 意見照会	協議の場(素案) 地域推進方針見直し
2月上旬	<u>第5回 地域医療専門委員会</u> <u>第2回 総会（地域医療専門委員会終了後）</u> ・計画案		
2月下旬		第1回定例会前日委員会（計画案報告）	
3月		医療審議会（諮問・答申）⇒策定・公表	

【参考】国からは、今般の新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況等を考慮し、「見直しの議論を令和2年度内に終わることができず、見直し後の医療計画の適用が、令和4年度以降となったとしても差し支えない」旨通知あり。（R2.5.12付け厚生労働省 通知）

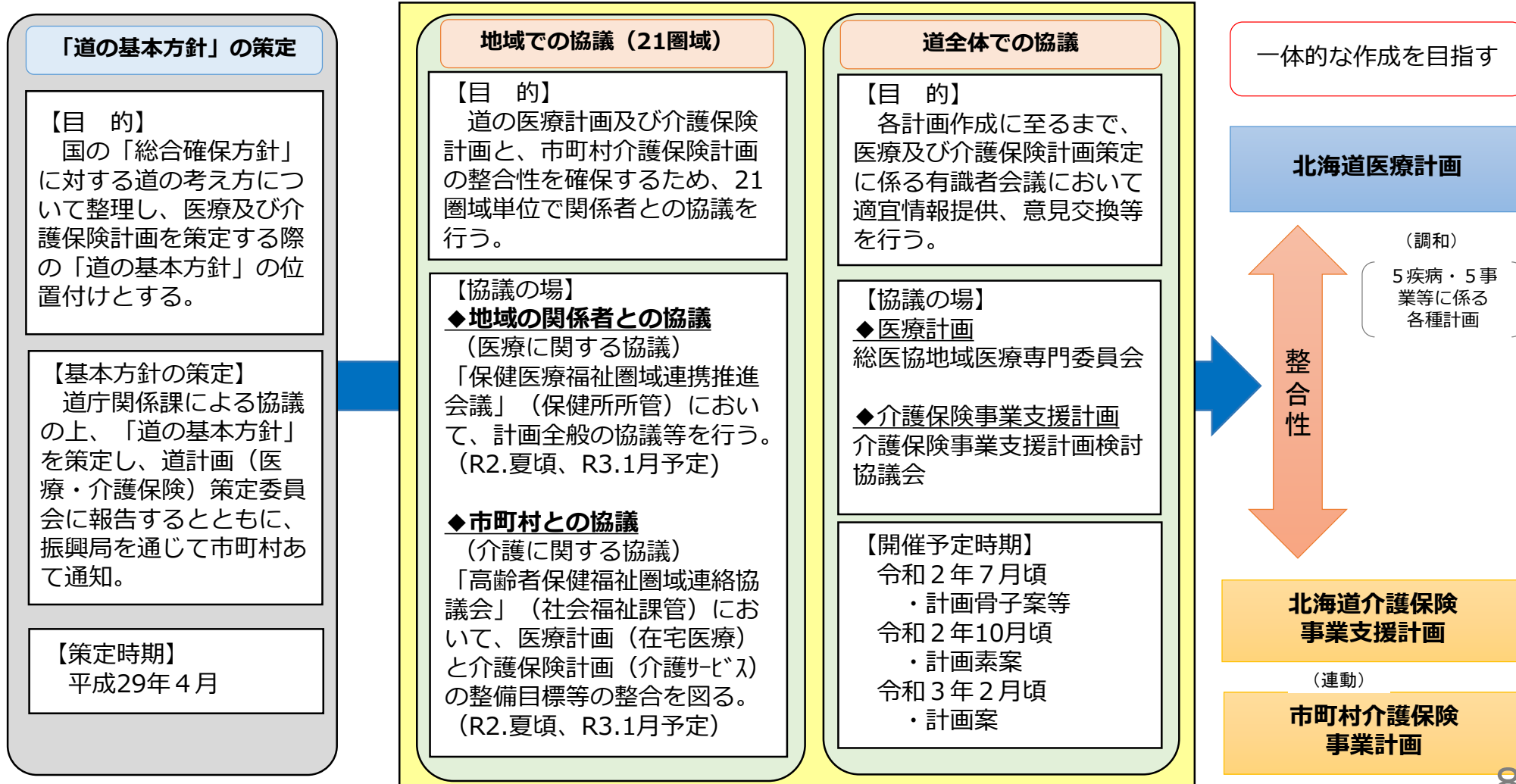
參考資料

医療計画の策定に係る指針等の全体像



国の「総合確保方針」(地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針)

医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、都道府県や市町村における計画作成において、**関係者による協議の場を設置し**、より緊密な連携が図られるような体制整備を図っていくことが重要である。



地域（21圏域）における「協議の場」に関するスケジュール

H30策定時のスケジュール
(今回見直しも同様)

